川崎市告示第606号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文、第４２条の２第１項本文、第４６条第１項、第４８条第１項第１号、第５３条第１項、第５４条の２第１項本文、若しくは第５８条第１項の規定又は第９４条第１項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第７８条、第７８条の１１、第８５条、第９３条、第１１５条の１０、第１１５条の２０、若しくは第１１５条の３０の規定又は第１０４条の２の規定に基づき告示します。

令和８年１１月１１日

川崎市長　福田　紀彦

令和８年１１月１日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社学研ココファン	1475203566	学研ココファン川崎新城駅前ヘルパーセンター	川崎市中原区新城1-2-5	訪問介護
株式会社ＥＬＹ	1475303820	トータル介護エール野川	川崎市高津区東野川1-28-17	訪問介護
株式会社長谷工シニアウェルデザイン	1465490412	ブランシエールケア星が丘訪問看護事業所	川崎市多摩区菅馬場3-22-1	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人グロース唯	1475403414	居宅サポートセンター唯	川崎市多摩区登戸1728-401	居宅介護支援